

市立豊中病院医療安全管理指針

目次

- 第1 趣旨
- 第2 基本的な考え方
- 第3 用語の定義
- 第4 医療安全管理体制
- 第5 医療安全管理のための具体的方法
- 第6 医療事故発生時の対応
- 第7 患者からの相談への対応
- 第8 その他

第1 趣旨

この指針は、市立豊中病院（以下「本院」という）における医療事故の発生防止対策及び医療事故発生時の対応方法について、本院が取り組む際の指針を示すことにより、医療安全管理体制の確立を促進し、安全で質の高い医療の提供に資することを目的とする。

第2 基本的な考え方

本院は、豊中市の地域中核病院として「心温かな信頼される医療」を提供することを基本理念に掲げ、その実現に向け以下のとおり実施していく。

1. 医療安全の確保

患者の安全を第一に考え、その対策として医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と施設全体の組織的な事故防止対策の両面から医療安全の確保を推進する。また、事故発生時には速やかに対応し、患者の被害を最小限に食い止めるよう努力しなければならない。

2. 医療における信頼の確保

本院では患者の権利を明文化しており、患者を中心とした医療の提供を行うべく尽力しているところである。そのために患者の要望に真摯に耳を傾け、患者が納得するまで話し合うことにより、患者が自らの意思で治療方法などを決定できるよう努めなければならない。また、患者自身からの情報の開示請求に対しても積極的に応じていく。

第3 用語の定義

1. インシデント

患者の診療やケアにおいて、本来のあるべき姿からはずれた行為や事態の発生、また患者だけではなく訪問者や医療従事者に傷害の発生した事例や、傷害をもたらす可能性があったと考えられる状況をいう。

2. インシデントの影響度分類

発生した事例を傷害の程度やその傷害の継続性により、レベル0からレベル5及びその他に分類し、報告者はこれに従い報告を行う。

第4 医療安全管理体制

1. 医療安全管理委員会の設置

医療安全管理委員会設置要綱に基づき、医療安全管理委員会を設置し、本院における医療上の安全対策の推進など、安全管理体制の充実を図る。

医療事故発生時には必要に応じて事故調査会を設置し、事故の原因究明と対応について検討する。

2. 医療安全管理室の設置

院内での医療安全管理業務を統括・調整する部署として医療安全管理室を設置し、専従の医療安全管理者及び職員並びに兼任の職員を配置し、医療安全管理委員会と連携して活動を行う。

3. セイフティマネジャー組織

現場での医療事故を迅速に把握するために、部署ごとにセイフティマネジャーを任命し、その対応や当事者への指導を行う。また、医療安全管理委員長の下にセイフティマネジャー全体会議を開催し、組織的な医療事故防止対策を構築して実行する。

第5 医療安全管理のための具体的方法

1. 医療安全管理マニュアルの策定

安全で質の高い医療を提供するために、医療従事者として守るべき基本的な義務を記載したマニュアルを策定する。

2. インシデントレポートの集約・分析及びフィードバック

医療安全管理マニュアルに基づいて報告されたレポートを医療安全管理室で集約し、分析結果をフィードバックすることで医療の質向上を図る。

そのための人的・物的環境の整備を構築していく。

3. 医療 ADR の構築

患者を中心とした医療を提供していく中で、増加する医事紛争を裁判外で迅速に解決できるような制度の整備を図る。

4. 職員研修

医療安全管理に対する意識を高めるため、年2回の職員研修を開催する。

第6 医療事故発生時の対応

患者の生命を第一に考え、関係職員は下記のことにつき、迅速かつ正確に行動しなければならない。

- ①患者の応急処置
- ②家族及び上司（病院長）への連絡
- ③患者・家族等への説明
- ④正確な記録の作成
- ⑤証拠の保全と原因究明への努力
- ⑥当事者に対する配慮

また、医療の透明性を高め、公的病院として市民等に説明責任を果たすこと、事故の再発防止を図ることを目的として、「医療事故等の公表に関するガイドライン」に則して公表を

行う。

第7 患者からの相談への対応

病状や治療方針などに関する患者からの相談に対しては、担当者を決め、誠実に対応し、担当者は必要に応じ主治医、担当看護師等関係部署へ内容を報告する。

第8 その他

職員は本指針の目的を十分に理解し、本院の医療安全活動に積極的に参画するよう努めなければならない。

附則 この指針は、平成 18 年 5 月 1 日から適用する。

附則 この指針は、平成 20 年 4 月 18 日から適用する。

附則 この指針は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。